

町田市立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校設置条例の一部を改正する条例

町田市立学校設置条例（昭和４７年３月町田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表第１（第２条関係）		別表第１（第２条関係）	
小学校		小学校	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
同 三 輪小学校	同 三輪町３３０番地１	<u>同 鶴 川第三小学 校</u>	<u>同 鶴川六丁目５番地</u>
<u>同 鶴 川中央小学 校</u>	<u>同 鶴川六丁目５番地</u>	<u>同 鶴 川第四小学 校</u>	<u>同 鶴川三丁目２２番地</u>
略	略	略	略
同 三 輪小学校	同 三輪町３３０番地１	同 三 輪小学校	同 三輪町３３０番地１
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。